

個人情報保護に関する
法律施行条例
解釈運用基準

飯 塚 市

令和5年4月

目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	実施機関の責務	4
第4条	事業者の責務	5
第5条	市民等の責務	6
第6条	個人情報保護管理責任者	7
第7条	条例個人情報ファイル簿等の作成及び公表	8
第8条	開示請求に係る手数料及び費用負担	10
第9条	開示決定等の期限	11
第10条	開示決定等の期限の特例	13
第11条	訂正決定等の期限	15
第12条	訂正決定等の期限の特例	17
第13条	利用停止決定等の期限	18
第14条	利用停止決定等の期限の特例	20
第15条	飯塚市個人情報保護審査会	21
第16条	審査会の調査権限	23
第17条	委員による調査手続	25
第18条	提出資料の写しの送付	26
第19条	審査会への諮問	28
第20条	運用状況の公表	29
第21条	委任	30
第22条	罰則	31
附則		32

(資料)個人情報の保護に関する法律

(資料)飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)

(資料)飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、もって市民等の基本的人権を擁護することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定するにあたって、本条例の目的を明確にするため、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を定めるとともに、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、もって市民等の基本的人権を擁護することを目的とすることを規定するものである。

【解釈】

- 1 条例制定の背景として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報保護法制の一元化等が図られ、令和4年4月1日に、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の3本の法律が法に統合され、あわせて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法において全国的な共通ルールが規定され、令和5年4月1日に施行されたものである。
- 2 この法改正により、地方公共団体も法の適用を受けることとなることから、法の施行にあわせて飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第2号。以下「旧条例」という。)を全部改正し、飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)を制定したものである。
- 3 これまで旧条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割等を踏まえ、法施行後においても、実効性ある個人情報の保護を図るためには、本市における個人情報保護に向けた姿勢を条例で明文化する必要があることから、旧条例の第1条において定めていた「市民等の基本的人権を擁護すること」を目的として引き続き規定したものである。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、法及び個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(1) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。

(3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等がされている者をいう。

(4) 事業者 法人その他の団体(法第2条第11項に規定する行政機関等を除く。)及び事業を営む個人をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いられる用語について定義したものである。

【解釈】

1 実施機関(1号)

「実施機関」とは、この条例に基づく実施機関をいい、地方自治法、地方公営企業法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、独立して事務を管理執行する機関をもって実施機関とし、各実施機関の行政組織規則等により定められている各部課及び出先機関等を含む。

なお、これまで旧条例では、議会も含めて統一的な運営がなされているところであるが、法に定める地方公共団体の機関から議会は除外され、同法第5章に規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象から除外され、自律的な対応に委ねるものとされている。これまで、飯塚市議会の個人情報の保護制度は、旧条例によって規律されていたが、法が施行される令和5年4月1日以降は、旧条例が廃止されることとなるため、引き続き同水準で飯塚市議会の個人情報の保護制度を規律するため、飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を制定したものである。

2 個人情報の保管等(第2号)

本号は、個人情報を取り扱う一連の過程を、収集、保管、利用、提供に分類し、これらを「保管等」という字句で総称することとしたものであり、取得、保有、保存、使用など類似の行為を含むものである。

3 市民等(第3号)

「市民等」とは、本市に住所を有するか否かに関わらず、実施機関が個人情報を保管等している全ての者をいう。

4 事業者(第4号)

本号は、事業者の範囲を定めたものである。

- (1) 「法人」とは、営利法人(株式会社、有限会社等)、公益法人(財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人等)等のすべての法人をいい、「その他の団体」とは、法人格を有しないが、その規約及び代表者等が定められた「権利能力なき社団又は財団(自治会、PTA、同窓会、商店会、消費者団体等)」をいう。
- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する実施機関の一般的な責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 個人情報には、人種や信条、社会的身分等社会的差別の原因となるおそれのあると認められる事項が含まれている。このため、実施機関は、条例第1条に規定している「市民等の基本的人権の擁護」を念頭において個人情報の保管等を行わなければならない。本市においては、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的として、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例(平成18年条例第140号)」の施行するなど、差別の解消を市政の重要な課題として位置づけ積極的に取り組んでいる。個人情報の保護が基本的人権の擁護と密接に関係していることに鑑み、個人情報の保管等に当たっては、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮をしなければならない。
- 2 「個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置」とは、法の趣旨に照らし、個人情報の適正な取扱いについての必要な事項を収集、保管、利用及び提供の諸原則に沿って着実に実施するとともに、開示、訂正、利用停止の請求権を保障するなど積極的な保護措置をいう。
- 3 「あらゆる施策」とは、法及びこの条例に定める個人情報の保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直し及び改善等を行うほか、職員に対する研修の実施、市民等及び事業者に対する普及啓発等、個人情報の保護に必要な全ての施策をいう。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たり、個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する事業者の一般的な責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 事業者については、法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、同法の規定が適用されるため、同法及び各省庁等が策定する「個人情報の保護に関するガイドライン」に即して個人情報の保護に取り組む必要がある。
- 2 事業者はその事業を行うに当たり、個人情報の収集、保管、利用等をするときは、個人情報保護の重要性を十分認識した上で、個人情報の取扱いに伴う基本的人権の侵害を防止するための措置を自主的に講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策を理解し協力すべきである。本項は、このような観点から、事業者の責務を明らかにしたものである。
- 3 「個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じる」とは、事業者が保有する個人情報を取り扱う上で個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を不正に収集、利用したり、改ざんや漏えいによって、個人の基本的人権を侵害することがないように個人情報の保護のために必要な措置を講ずることをいう。
- 4 「市の施策に協力するよう努める」とは、実効性ある個人情報の保護を図るためには、行政と事業者とが協力して対策を講ずることが必要であることから、法の趣旨にのっとり、個人情報の重要性を認識し、市の施策に協力すべき努力義務を規定したものである。具体的には、個人情報の適正な取扱いや個人情報の保護に関する市の施策や事業に対する協力をいう。
- 5 旧条例における「市の施策に協力しなければならない」との義務規定については、法の施行にあわせて、「市の施策に協力するよう努めるものとする」との努力規定へ見直しを図ったものである。このことは、法の施行にあたって、旧条例における規定は、市の施策に協力することを義務付けるものであり、事業者の権利義務に実体的な影響を与えるため、同旨の規定を法施行条例に置くことは許容されないことによるものである。

(市民等の責務)

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、法及びこの条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する市民等の一般的な責務について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、権利主体である市民が個人情報の保護の重要性を認識すべきこと及びこの制度によって保障された自己情報の開示請求権等の権利を行使する際の市民等の心構えないし倫理的な指針を定めたものである。
- 2 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するために、市民一人ひとりが個人情報の保護に関心を持つとともに、個人の権利利益を尊重するという意識や行動が必要であることをいう。
- 3 個人情報を適切に取り扱い」とは、市民が自己に関する個人情報の不用意な取扱いによって、権利利益の侵害の危険を自ら招くことのないよう、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるべきことをいう。
- 4 「他人の権利利益を侵害することのないよう努める」とは、日常生活の中で他人の個人情報を不適切に取り扱うことによって、個人の権利利益を侵害する場合がありますので、市民がお互いに個人情報の保護に努める義務があることをいう。
- 5 「市の施策に協力するよう努めるものとする。」とは、市が行う個人情報の保護の施策に協力すべきことを定めたものである。旧条例における「市の施策に協力しなければならない」との義務規定については、法の施行にあわせて、「市の施策に協力するよう努めるものとする」との努力規定へ見直しを図ったものである。このことは、法の施行にあたって、旧条例における規定は、市の施策に協力することを義務付けるものであり、市民の権利義務に実体的な影響を与えるため、同旨の規定を法施行条例に置くことは許容されないことによるものである。
- 6 「法及びこの条例により保障された権利」とは、法及びこの条例に規定される実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利をいう。
- 7 「正当に行使」とは、この制度で保障された権利を濫用することなく、この制度の目的に沿った行使をすることをいうものである。

(個人情報保護管理責任者)

第6条 実施機関は、法第5章第2節に規定する個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理責任者(以下「保護管理責任者」という。)を定めなければならない。

2 保護管理責任者は、個人情報の保管等の状況を随時点検し、所属職員に対する指導及び監督を行うものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報保護管理責任者について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関に対して、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報保護管理責任者(以下「保護管理責任者」という。)を置くことを義務付けたものである。

(2) 保護管理責任者は、飯塚市保有個人情報取扱規程(以下「規程」という。)の第4条第1項の規定に基づき、その所属(課・室)ごとに置くものとする。

2 第2項関係

保護管理責任者は、規程第4条第2項の規定に基づき、各課の所属長の職にある者をもって充てる。保護管理責任者は以下に掲げる事項に留意して、所属職員に対する指導及び監督を行うものとする。

- ① 個人情報の記録された文書、システム等の適正な取扱いに関すること。
- ② 個人情報ファイルに関する届出に関すること。
- ③ 個人情報の目的外利用及び外部提供及び外部結合に関すること。
- ④ 個人情報の保護に関して、必要な教育の充実に関すること。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令で定める事項を記載した帳簿(以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

【趣旨】

本条は、実施機関に対して、法第75条第1項に規定されている個人情報ファイル簿(本人の数が千人以上)のほか、個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる千人未満の個人情報ファイルの保管等について、業務の開始にあたって個人情報ファイル簿の作成することを、条例において義務付けるとともに、市民に公表することを義務付けたものである。

【解釈】

1 第1項関係

- (1) 本項は、個人情報の適正な管理と情報の主体である市民の自己情報のコントロール権を担保し、かつ、市民にとって重要な個人情報に関する内容等の公表について、法において作成義務のない「1,000人未満」の個人情報ファイル簿について、実施機関が作成・公表をすることを定めたものである。
- (2) 「個人情報ファイル簿」とは、法第60条第2項に規定された保有個人情報を含む情報の集合物をいう。
 - ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る個人情報ファイル)
 - ② 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を用意に検索することができるように体系的に構成したもの(いわゆるマニユ

アル(手作業)処理に係る個人情報ファイル)

2 第2項関係

- (1) 本項は、実施機関の保有する個人情報ファイルの中には、きわめて秘匿性が高いものや短期間に消去されるもの等については、公表する必要性が乏しいものもあることから、このような個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外とする法の規定に基づき、適用除外とするものである。しかしながら、適用除外の判断は、個人情報の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。
- (2) 個人情報ファイル簿の作成に係る適用除外について、法第75条第2項において、法第74条第2項第1号から第10号に掲げる個人情報ファイルについては適用しないこととされている。適用除外となる一例としては以下のとおりである。

法第74条第2項第3号において、「当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)」が規定されている。職員の人事、給与等の内部管理情報は、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての市と被使用者としての職員個人との内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般に当事者たる職員によく知られていることから適用除外としたものである。

3 第3項関係

- (1) 個人情報ファイル簿に記載等することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、記載等をしないことができることを定めたものである。
- (2) 法第75条第3項では、記録項目の一部、記録情報の収集方法、若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることとされていることから、当該規定に基づき、条例において作成が義務付けられる個人情報ファイル簿についても同様の運用とするものである。「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、個人情報ファイルの利用目的や記載事項ごとに個別具体的に判断すべきであるが、一般的には、今後の当該保有個人情報の収集・蓄積等が著しく困難になったり、今後の適正な判断・評価に非常に支障を及ぼす場合、さらには個人情報ファイルの存在自体を一般に知られることが、公益上重大な支障を及ぼすおそれがある場合等が想定されるものである。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報を記録した文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求に係る手数料、写しの作成及び送付に係る費用について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条では、「本人の個人情報の開示、訂正等を求める権利」を保障するために、市民等が容易に個人情報の開示等を利用することができるよう個人情報の開示請求に係る手数料を無料としたものである。ただし、写しを交付する場合には、その写しの交付に要する費用（作成及び送付に要する実費相当額）を徴収する。
- 2 写しの作成に要する費用の額は、施行規則第7条別表のとおりとする。
- 3 「送付に要する費用」とは、郵送により写しを交付する場合の実費相当額をいう。

(開示決定等の期限)

第9条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求に対する決定及びその手続きについて規定したものである。

【解釈】

1 第1項関係

- (1) 本項は、実施機関が開示請求書を受理した場合に、受理した日から14日以内に開示の可否を決定することを責務として定めたものである。
- (2) 法においては、開示決定等を行うべき期限（第83条第1項）を開示請求があった日から30日以内としているが、条例に規定することにより、開示決定等の期限を30日より短い日数とすることは認められている。改正法の決定期限(30日)を採用した場合、旧条例における決定期限(請求があった日の翌日から起算して14日以内)と比べ、開示請求者が開示決定等を受けるまでの期間が長くなり、開示請求者にとって不利益な制度変更となることから、旧条例の期限を維持することとなったものである。
- (3) 「開示請求があった日」とは、開示請求の宛先である行政機関等の開示請求の受付を担当する窓口が開示請求書が到達した日を指す。なお、期間計算については、民法第140条により、「開示請求があった日」は含まれず、開示請求のあった日の翌日から起算することになる。
- (4) 「補正に要した日数」とは、実施機関が補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。

2 第2項関係

- (1) 本項は、開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定を行うことが実施機関側の事情により困難である場合、16日を限度として、その期間を延長することができることを定めたものである。
- (2) 「事務処理上の困難その他正当な理由」に関して、「事務処理上の困難」とは、①開示請

求に係る保有個人情報の量の多少、②開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況を考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

(3)「その他正当な理由」とは、例えば、法第 86 条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、保有個人情報に含まれている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するために手続に時間を要する場合等が挙げられる。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、著しく大量の保有個人情報の開示請求があった場合の開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 各実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、開示請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。
 - ① 開示請求のあった日から14日以内に、本条を適用する旨等の通知をする。
 - ② 開示請求のあった日から30日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
 - ③ 相当の期間（①の通知においてその期限を示す。）内に残りの部分について開示決定等を行う。
- 2 「開示決定に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」は、開示請求に対し、条例第9条第2項の規定を適用し処理期限を30日まで延長したとしても、開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。
- 3 「開示決定に係る保有個人情報著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する業務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

4 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

5 「残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」とは、当該開示請求に係る保有個人情報のすべてについて処理できない事情に鑑み、残りの部分についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。その際、実施機関はある程度まとまりの部分ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

6 「相当の期間」とは、当該残りの部分について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

(訂正決定等の期限)

第 11 条 訂正決定等は、訂正請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 16 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報訂正請求に対する決定及びその手続きについて規定したものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

- (1) 本項は、実施機関が訂正請求書を受理した場合には、受理した日から 14 日以内に訂正決定等を行うことを責務として定めたものである。
- (2) 法においては、訂正決定等を行うべき期限（第 94 条第 1 項）を訂正請求があった日から 30 日以内としているが、条例に規定することにより、訂正決定等の期限を 30 日より短い日数とすることは認められている。改正法の決定期限(30 日)を採用した場合、旧条例における決定期限(請求があった日の翌日から起算して 14 日以内)と比べ、訂正請求者が訂正決定等を受けるまでの期間が長くなり、訂正請求者にとって不利益な制度変更となることから、旧条例の期限を維持することとなったものである。
- (3) 「訂正請求があった日」とは、開示請求の宛先である実施機関の訂正請求の受付を担当する窓口が開示請求書が到達した日を指す。なお、期間計算については、民法第 140 条により、「訂正請求があった日」は含まれず、訂正請求のあった日の翌日から起算することになる。
- (4) 「補正に要した日数」とは、実施機関が補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。

2 第 2 項関係

- (1) 本項は、訂正請求に対し第 1 項に規定する期間内に訂正決定を行うことが実施機関側の事情により困難である場合、16 日を限度として、その期間を延長することができることを定めたものである。
- (2) 訂正請求に理由があるかどうかを確認するため、実施機関が調査を行うことが必要な

場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、訂正をするか否かの判断に時間を要する場合もあり、第 1 項の期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、実施機関は「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第 1 項の期限を 16 日以内に限り延長することができることとするものである。

- (3) 期限の延長を行う場合、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 12 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【趣旨】

本条は、個人情報の訂正決定等に対する期限の特例(法第 95 条)について規定したものである。

【解釈】

- 1 法第 95 条は地方公共団体の機関に適用されるため、条例に同内容の規定を置かなければならないものではないが、法第 94 条で規定する訂正決定等の期限を条例第 11 条において短縮していることから、法第 95 条との適用関係を明確にするために規定したものである。
- 2 訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査や調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から 14 日以内はもとより、条例第 11 条第 2 項の規定に基づく期限の延長(16 日以内)を行ったとしても当該期限内(30 日以内)に訂正決定等を行うことが困難な場合には、本条(法第 95 条)に規定する期限の特例規定を適用することとなる。
- 3 特例規定を適用する場合には、訂正請求者に対して、書面により、特例規定を適用する旨、その理由及び訂正決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、訂正請求があった日から 14 日以内に訂正請求者になされなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 13 条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から 14 日以内になければならない。ただし、法第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 16 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の利用停止に対する決定及びその手続きについて規定したものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

- (1) 本項は、実施機関が利用停止請求書を受理した場合には、受理した日から 14 日以内に利用停止決定等を行うことを責務として定めたものである。
- (2) 法においては、利用停止決定等を行うべき期限（第 102 条第 1 項）を利用停止があった日から 30 日以内としているが、条例に規定することにより、利用停止決定等の期限を 30 日より短い日数とすることは認められている。改正法の決定期限(30 日)を採用した場合、旧条例における決定期限(請求があった日の翌日から起算して 14 日以内)と比べ、利用停止請求者が利用停止決定等を受けるまでの期間が長くなり、請求者にとって不利益な制度変更となることから、旧条例の期限を維持することとなったものである。
- (3) 「利用停止請求があった日」とは、開示請求の宛先である実施機関の利用停止請求の受付を担当する窓口にご利用停止請求書が到達した日を指す。なお、期間計算については、民法第 140 条により、「利用停止請求があった日」は含まれず、利用停止請求のあった日の翌日から起算することになる。
- (4) 「補正に要した日数」とは、実施機関が補正を求めてから、利用停止請求者が補正をした利用停止請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。

2 第 2 項関係

- (1) 本項は、利用停止請求に対し第 1 項に規定する期間内に利用停止決定を行うことが実施機関側の事情により困難である場合、16 日を限度として、その期間を延長することができることを定めたものである。
- (2) 利用停止請求に理由があるかどうかを確認するため、実施機関が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、利用停止を

するか否かの判断に時間を要する場合もあり、第 1 項の期限内に利用停止決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、実施機関は「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第 1 項の期限を 16 日以内に限り延長することができることとするものである。

(3) 期限の延長を行う場合、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第14条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【趣旨】

本条は、個人情報の利用停止に対する決定等に対する期限の特例(法第 103 条)について規定したものである。

【解釈】

- 1 法第 103 条は地方公共団体の機関に適用されるため、法施行条例に同内容の規定を置かなければならないものではないが、法第 102 条で規定する訂正決定等の期限を条例第 13 条において短縮していることから、法第 103 条との適用関係を明確にするために規定したものである。
- 2 利用停止請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査や調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、利用停止請求があった日から 14 日以内はもとより、条例第 13 条の規定に基づく期限の延長(16 日以内)を行ったとしても当該期限内(30 日以内)に利用停止決定等を行うことが困難な場合には、本条(法第 103 条)に規定する期限の特例規定を適用することとなる。
- 3 特例規定を適用する場合には、利用停止請求者に対して、書面により、特例規定を適用する旨、その理由及び利用停止決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、利用停止請求があった日から 14 日以内に訂正請求者になされなければならない。

(飯塚市個人情報保護審査会)

第 15 条 次に掲げる事務を行うため、飯塚市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 第 19 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、地方自治及び個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する 6 人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、市長からの諮問に応じて審査請求に対する審査を行うこと及び個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審議するとともに個人情報の保護に関して建議するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく市長の附属機関として設置する個人情報保護審査会の設置、組織及び運営に関する事項について定めたものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

(1) 本項第 1 号は、「法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問」とは、全ての実施機関に対する審査請求に基づき諮問された事案をいう。審査会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長以外の全ての実施機関に対する審査請求に応じて審査を行うものである。

(2) 本項第 2 号は、法第 129 条の規定により、地方公共団体の機関は、条例で定めることにより、個人情報の適正な管理を確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされていることから、個人情報保護制度の運用やそのあり方について、専門的知見を有

する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合について、審議会に意見を求めることとするもの。

2 第2項関係

- (1) 審査会は合議体とし、6人以内の委員により組織するものである。
- (2) 審査会の職務は、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて調査し、審議するとともに実施機関が決定したことについて審査するものであることから、審査会委員については、地方自治及び個人情報保護に関する識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱するものである。

3 第3項関係

- (1) 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。
- (2) 任期中に委員が欠けた場合は、後任を選任するが、後任委員の任期は、前任委員の残任期間とするものである。

4 第4項関係

- (1) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 第5項関係

「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の審査会の委員には、法令上守秘義務について定めた明文の規定がない。しかし、審査会には、開示決定等に係る個人情報を直接見分する権限などが付与されており、その職務にかんがみ、守秘義務を課すことを定めたものである。

6 第6項関係

第1項から第5項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、別に飯塚市個人情報保護審査会規則を定めることを規定したものである。

(審査会の調査権限)

第16条 審査会は、前条第1項第1号による調査(以下「調査」という。)のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、調査のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするために、調査審議のために必要な資料の提出を求めることができる権限について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関の開示・不開示の判断が適切に行われたのかということなどを的確かつ迅速に判断するためには、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報を委員限りにおいて実際に見分することが極めて有効である。こうしたインカメラ審理は、旧条例においては運用により行われているが、これを審査会の調査権限として明記するものである。

(2) 後段の規定は、審査会においてインカメラ審理を行う対象となる公文書には、非開示情報が含まれていることから、何人も審査会に対し、審査会に提示された非開示部分を含む公文書の公開を求めることはできない旨を定めたものである。

2 第2項関係

(1) 審査会は、実施機関に対し、開示決定等の判断が妥当かどうかを審議するために、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めことができ、諮問庁は、この求めを拒んではならないこととするものである

3 第3項関係

本項は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の量が多く、複数の非開示情報が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進する上で、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類又は整理した資料（以下

「ヴォーン・インデックス」という。) が有効であることから、審査会は、必要と認めるときには、実施機関に対し、ヴォーン・インデックスを作成し審査会に提出するよう求めることができることを定めたものである。

(委員による調査手続)

第17条 審査会は、調査のため必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査ため、保有個人情報を閲覧させることができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧」とは、実施機関が提示する公文書若しくは保有個人情報について、審査会を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見ることができることを意味する。特に公文書の見分は、実施機関が非開示情報と判断した情報を直接見分できる重要な権限であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にするという意義をもつ。

(提出資料の写しの送付)

第 18 条 審査会は、第 16 条第 3 項の規定による資料の提出があったときは、資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した実施機関以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等に対して、審査会に提出された資料の写しの送付を定めるものである。

【解釈】

1 第 1 項関係

- (1) 本条は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としており、行政不服審査法第 38 条にならい、職権主義の手続きの中に当事者主義的要素を導入したものである。
- (2) 「電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面」とは、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定のアプリケーションを用いて用紙に出力したものをいう。
- (3) 「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるとき」とは、当該資料に非開示情報に該当する情報が記録されていると認められる場合や、正当な防御権の行使ではなく権利の濫用にわたる場合などが考えられる。ただし、前者の場合、写しの送付先が審査請求人等に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも非開示にする必要のないものもあることに留意する必要がある。

2 第 2 項関係

通常処分に係る不服審査手続と異なり、文書の開示・非開示が問題となっていることから、第 1 項による写しの送付を認めることにより非開示情報が開示されることとならないように留意する必要がある。このため審査会は、第 1 項による写しの送付を行う場合は、原

則、当該資料を提出した実施機関の意見を聴き、写しを送付しない合理的な理由があれば（資料の存否を答えること自体が非開示情報を明らかにすることとなる場合を含む。）、当該写しを送付しないこととなる。なお、この意見聴取は、あくまで、写しを送付しない正当な理由があるか否かについて、審査会が適切に判断できるようにするために行うものであり、審査会は、判断に際して提出者の意見に拘束されるものではない。

(審査会への諮問)

第 19 条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又はこの条例を廃止しようとする場合
- (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項に規定する場合
- (4) 前 3 号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

【趣旨】

本条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることについて規定したものである。

【解釈】

- 1 本項は、審査会の審議事項について定めたものである。
- (1) 第 1 号は、条例の改正等にあたって、実施機関の諮問に応じて意見を述べることを定めるものである。条例は、法の範囲内で市が独自に定める個人情報保護に関する事項が定められているものであり、本市の個人情報保護制度の根幹をなすべきものであることから、条例の改正や廃止にあたって、審査会への諮問を行い、専門的な知見に基づく意見を聴くことにより、個人情報保護制度の適正な運用を確保するものである。
- (2) 第 2 号は、法第 66 条第 1 項において適切な安全管理措置義務について定めており、当該措置の基準を定めようとする場合に審査会への諮問を行い、専門的な知見に基づく意見を聴くことにより、個人情報の適正な取扱いを確保するものである。
- (3) 第 3 号は、特定個人情報ファイル(マイナンバーを含む個人情報)の取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものと定められていることから、審査会への諮問を行い、特定個人情報保護評価に関する規則に基づく取扱いを確保するものである。
- (4) 第 4 号の「実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善その他制度の推進を図るために必要な事項全般をいう。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、審査会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

2 審査会は、前項の報告に関し、意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、この制度の適正な運営を確保するため、この条例の運用状況について、毎年、審議会に報告するとともに、その概要を広く公表することを定めたものである。

【解釈】

1 第1項

市長（総務課）に対して、条例の運用状況を取りまとめ、審議会に報告するとともに、その概要を広く公表することを義務付けたものである。

2 第2項

審査会に対して、運用状況の報告に関し意見を述べる権限を与えたものである。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【解釈】

この条例の施行に当たっては、実施機関によって制度運営に相違が生ずることのないよう十分に留意しなければならない。

また、各実施機関が規則等を制定又は改正する場合には、実施機関相互で十分に連絡調整を図るなどの適切な対応をとらなければならない。

(罰則)

第 22 条 第 15 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則を定めたものである。

【解釈】

個人情報保護審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法の守秘義務規定は適用されません。このため、第 15 条第 5 項において委員の守秘義務を規定しており、当該規定に違反した場合には罰則を科すことにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(個人情報の開示等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号。以下「旧条例」という。)第16条から第19条までの規定による請求がなされた場合における旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の開示、訂正、利用の停止及び削除並びに提供の停止又は旧条例第23条の規定によりされた審査請求については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(守秘義務等に関する経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第12条、第26条第7項、第27条第8項、第29条第2項及び第29条の2第3項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下この号において同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16条に規定する役員及び職員であった者

(3) この条例の施行前において旧条例第26条第5項に規定する飯塚市個人情報保護審査会(第8項において「旧審査会」という。)の委員であった者

(4) この条例の施行前において旧条例第27条第5項に規定する飯塚市個人情報保護審議会(第8項において「旧審議会」という。)の委員であった者

(5) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者(受託した事務に従事していた者を含む。)

(6) この条例の施行前において旧実施機関から指定管理者の指定を受けた者(指定管理者が行う指定管理の業務に従事していた者を含む。)

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前項第1号に掲げる者

(2) 前項第2号に掲げる者

(3) 前項第5号に掲げる者

(4) 前項第6号に掲げる者

- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 次に掲げる者がこの条例の施行前において職務上知り得た秘密をおこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 附則第3項第3号に掲げる者
- (2) 附則第3項第4号に掲げる者
- 7 この条例の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (旧審査会及び旧審議会の委員の任期に関する特例)
- 8 市長は、この条例の公布の日において現に旧審査会又は旧審議会の委員である者であって、旧条例第26条第6項又は第27条第6項の規定によりこの条例の施行前にその任期が満了するものにつき、同各項の規定にかかわらず、その任期の満了日を令和5年3月31日まで延長することができる。
- (審査会の委員の委嘱に関する特例)
- 9 市長は、この条例の施行前においても、第15条第2項の規定により審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、市長の委嘱を受けた者は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- (飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)
- 10 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)の一部をお次のように改正する。
- 第15条中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。
- (飯塚市職員倫理条例の一部改正)
- 11 飯塚市職員倫理条例(平成28年飯塚市条例第28号)の一部をお次のように改正する。
- 第10条第3項中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。
- (飯塚市債権管理条例の一部改正)
- 12 飯塚市債権管理条例(平成26年飯塚市条例第21号)の一部をお次のように改正する。
- 第5条第1項中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。ただし、議会をお除く。」を「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。」に改める。

平成十五年法律第五十七号

個人情報保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第四条―第六条)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第七条)

第二節 国の施策(第八条―第十一条)

第三節 地方公共団体の施策(第十二条―第十四条)

第四節 国及び地方公共団体の協力(第十五条)

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則(第十六条)

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務(第十七条―第四十条)

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務(第四十一条―第四十二条)

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第四十三条―第四十六条)

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十七条―第五十六条)

第六章 行政機関等の義務等

第一節 総則(第六十条)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条―第七十三条)

第三節 個人情報ファイル(第七十四条―第七十五条)

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示(第七十六条―第八十九条)

第二款 訂正(第九十条―第九十七条)

第三款 利用停止(第九十八条―第一百零三条)

第四款 審査請求(第一百四条―第一百七七条)

第五款 条例との関係(第一百八条)

第六款 行政機関等匿名加工情報の提供等(第一百九条―第二十三条)

第七款 雑則(第二十四条―第二十九条)

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等(第三十条―第四十五条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第四十六―第五十二条)

第二款 認定個人情報保護団体の監督(第五十三―第五十五条)

第三款 行政機関等の監視(第五十六―第六十条)

第四款 送達(第六十一条―第六十四条)

第五款 雑則(第六十五―第七十条)

第六款 罰則(第七十一条―第七十五条)

第七章 罰則(第七十六―第八十五条)

第八章 雑則(第八十六―第九十条)

第九章 附則

第一節 総則

第一条 (目的)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じた遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式をいふ)による記述等を含む。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- 二 個人識別符号が含まれるもの

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録され、又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 三 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 四 この法律において「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。))

- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。))

- 三 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。))

この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

この法律において「行政機関」とは、次掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。))及び内閣の所轄の下に置かれる機関

- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。))

- 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。))

内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。))の特別の機関で、政令で定めるもの

国家行政組織法第八十八条の二の施設等機関及び同法第八十八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

会計検査院

この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
- 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条第七十八条第一項第七号及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チ）に係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号及びロ、第八十九条第九項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため

特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要のある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるような必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
 - 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
 - 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
- 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（国の機関等が保有する個人情報の保護）

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体等への支援）

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に關して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理のための措置）

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

（苦情の処理のあっせん等）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

（定義）

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 一の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加工

情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものと政令で定めるもの(第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報データベース等を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他の特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるもの(第三十一条第一項において「個人情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人情報連情報取扱事業者の義務

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しななければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合においては、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴つて個人情報取得した場合、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報取扱事業者の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く)。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く)。

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
一 法令に基づく場合
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつ

て、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く)。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く)。(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限り)。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第二十三条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。(安全管理措置)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業員が個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。(委託先の監督)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報

取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第二十七条 個人情報の制限

個人情報は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があつたとき（当該個人データを提供することの一部が学術研究目的である場合を含む、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該

本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしていない場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とするとき

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴つて個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する者の変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水

準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得な

なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替へて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

三 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

四 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

五 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

六 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

七 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

八 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

九 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十一 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十二 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十三 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十四 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十五 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十六 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十七 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十八 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

十九 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十一 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十二 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十三 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十四 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十五 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十六 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

二十七 当該個人データの提供を受けることによる当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならず、当該個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第三十一条 個人情報取扱事業者は、

1 個人に関する情報を提供し、当該個人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意を得なければならない。二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第二十八條第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替へるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替へるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)
第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 全ての保有個人データの利用目的(第二十条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)
三 次項の規定による求め又は次条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四條第一項若しくは第三十五條第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続(第三十八條第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
二 第二十一條第四項第一号から第三号までに該当する場合
3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該

保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
三 他の法令に違反することとなる場合
3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九條第一項及び第三十條第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七條第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

(訂正等)
第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容及び事実でないときは、当該保有個人データの訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関し他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったとき

は、その内容を含む。)を通知しなければならない。(利用停止等)
第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八條若しくは第十九條の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十條の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するため必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七條第一項又は第二十八條の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなつた場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六條第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱により当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人

人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)、次条第一項及び第三十九条において同じ)、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求(以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。)は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要があるなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供し

てはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置か

なければならない」とあるのは「公表しなければならない」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか)」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」と

あるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。

3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

（匿名加工情報の作成等）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するもの）に限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報加工しななければならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しななければならない。

4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するとき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しななければならない。

5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報加工して作成したもの）を除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するとき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しななければならない。

（識別行為の禁止）

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下（認定）

この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行うおとする法人（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に必要となる業務

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理者を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者（認定の基準）

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に履行に必要な業務の実施の方法が定められているものであること
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に履行に足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること

（変更の認定等）

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第二百五十五条第一号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（廃止の届出）

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（対象事業者）

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規

定による措置をとつたにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。
(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を当該対象事業者に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させ

るため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
(名称の使用制限)

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号

(子に係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十一条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等
第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に利用するものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

もの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。））をいう。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に利用するものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

もの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。））をいう。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に利用するものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

もの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。））をいう。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に利用するものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

もの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。））をいう。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に利用するものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

もの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。））をいう。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に利用するものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

もの

該個人情報ファイルを作成する保有個人情報
が記録されている行政文書等の開示の請求
(行政機関情報公開法第三条、独立行政法人
等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定
による開示の請求をいう。)があつたとした
ならば、これらの者が次のいずれかを行うこ
ととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個
人情報の全部又は一部を開示する旨の決定
をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若し
くは第二項、独立行政法人等情報公開法第
十四条第一項若しくは第二項又は情報公開
条例(行政機関情報公開法第十三条第一項
又は第二項の規定に相当する規定を設けて
いるものに限る。)の規定により意見書の
提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑
な運営に支障のない範囲内で、第百六条第
一項の基準に従い、当該個人情報ファイル
を構成する保有個人情報を加工して匿名加工情
報を作成することができるものであること。

四 この章において「行政機関等匿名加工情報フ
ァイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む
情報の集合物であつて、次に掲げるものをい
う。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算
機を用いて検索することができるように体系
的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関
等匿名加工情報を容易に検索することができ
るように体系的に構成したものと政令で
定めるもの

五 この章において「条例要配慮個人情報」と
は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法
人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く)
のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本
人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が
生じないようにその取扱いに特に配慮を要す
るものとして地方公共団体が条例で定める記述等
が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等
の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報等を保有する
に当たっては、法令(条例を含む。第六十六条
第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第

二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の
定める所掌事務又は業務を遂行するため必要
な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限
り特定しなければならぬ。

二 行政機関等は、前項の規定により特定された
利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情
報を保有してはならない。

三 行政機関等は、利用目的を変更する場合に
は、変更前の利用目的と相当の関連性を有する
と合理的に認められる範囲を超えて行つてはな
らない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面
(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の
個人情報取得するときは、次に掲げる場合を
除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的
を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊
急に必要があるとき
二 利用目的を本人に明示することにより、本
人又は第三者の生命、身体、財産その他の権
利利益を害するおそれがあるとき
三 利用目的を本人に明示することにより、国
の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は
地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正
な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
四 取得の状況からみて利用目的が明らかであ
ると認められるとき

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号
及び第五号の政令で定める機関にあつては、そ
の機関ごとに政令で定める者をいう。以下この
章及び第七十四條において同じ。)、地方公共
団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政
法人(以下この章及び次章において「行政機関
の長等」という。)は、違法又は不当な行為を
助長し、又は誘発するおそれがある方法により
個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正
の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成
に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現
在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の
漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人

情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を
講じなければならない。

二 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各
号に定める業務を行う場合における個人情報の
取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を
受けた者 当該委託を受けた業務
二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法
律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に
規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同
法第二百四十四條第一項に規定する公の施設
をいう。)の管理業務
三 第五十八條第一項各号に掲げる者 法令に
基づき行う業務であつて政令で定めるもの
四 第五十八條第二項各号に掲げる者 同項各
号に定める業務のうち法令に基づき行う業務
であつて政令で定めるもの
五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業
務の委託(二以上の段階にわたる委託を含ま
む。)を受けた者 当該委託を受けた業務
(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機
関等の職員若しくは職員であつた者、前条第二
項各号に定める業務に従事している者若しくは
従事していた者又は行政機関等において個人情
報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者
派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八
号)第二条第二号に規定する派遣労働者をい
う。以下この章及び第七十六條において同
じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、そ
の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだ
りに他人に知らせ、又は不当な目的に利用して
はならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の
漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安
全の確保に係る事象であつて個人の権利利益を
害するおそれが大きいものとして個人情報保護
委員会規則で定めるものが生じたときは、個人
情報保護委員会規則で定めるところにより、当
該事象が生じた旨を個人情報保護委員会に報告
しなければならない。

二 前項に規定する場合には、行政機関の長等
は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定
めるところにより、当該事象が生じた旨を通知
しなければならない。ただし、次の各号のい
ずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であつて、本人
の権利利益を保護するため必要なこれに代わ
るべき措置をとるとき
二 当該保有個人情報に第七十八條第一項各号
に掲げる情報のいずれかが含まれるとき
(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場
合を除き、利用目的以外の目的のために保有個
人情報を自ら利用し、又は提供してはならぬ。

二 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等
は、次の各号のいずれかに該当すると認めると
きは、利用目的以外の目的のために保有個人情
報を自ら利用し、又は提供することができる。
ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的の
ために自ら利用し、又は提供することによつ
て、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害す
るおそれがあると認められるときは、この限り
でない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供す
るとき
二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業
務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部
で利用する場合であつて、当該保有個人情報
を利用することについて相当の理由があるとき
三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共
団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人
情報を提供する場合において、保有個人情報
の提供を受ける者が、法令の定める事務又は
業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情
報を利用し、かつ、当該個人情報を利用する
ことについて相当の理由があるとき
四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作
成又は学術研究の目的のために保有個人情
報を提供するとき、本人以外の者に提供するこ
とが明らかに本人の利益になるとき、その他
保有個人情報を提供することについて特別の
理由があるとき

三 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供
を制限する他の法令の規定の適用を妨げるもの
ではない。

四 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護す
るため特に必要があると認めるときは、保有個
人情報の利用目的以外の目的のための行政機関
等の内部における利用を特定の部局若しくは機
関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)(にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)(に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)(に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとしても

に、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。(個人情報関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人情報関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人情報として取得することが想定される場合に限る。)(において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人情報関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。)(を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)(に提供してはならない。

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)(を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二十六条に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)(を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)(を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)(が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)(及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)(として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)(
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)(の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合に、その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルと同様に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- 九 第七十六條第一項、第九十條第一項又は第九十八條第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 十 第九十條第一項ただし書又は第九十八條第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 十一 その他政令で定める事項

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十條第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等が保有する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令

で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿に記録し、又は個人情報ファイル簿に個人情報を掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に ついての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この節

及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報の特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。（保有個人情報の開示義務）

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人

人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に

関する情報

を

を

開し、その企業経営上の正当な利益を害すおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に... 情報公開条例の規定により開示することとされて...

(部分開示)

第七十九條 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合...

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれて...

第八十條 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができない。

(保有個人情報の存在に関する情報)

第八十一條 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二條 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき

は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二條第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三條 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にならなければならない。ただし、第七十七條第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四條 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内のその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第八十五條 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正當な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を送付することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を送付した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二條第一項の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六條 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第五十五條第二項第三号及び第七十七條第一項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八條第一項第二号口又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第八十條の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第五十五條において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第八十七條 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報に記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正當な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二條第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正當な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八條 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあつては、当該期間内に限る。には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当

該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の縦覧とみなして、前項の規定を適用する。
(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の縦覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の縦覧に供しなければならない。
第二款 訂正

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第九十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なわれなければならない。
(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。
一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日
三 訂正請求に係る保有個人情報の特定するに足る事項

三 訂正請求の趣旨及び理由
前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。
(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内に行なわれなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一 この条の規定を適用する旨及びその理由
二 訂正決定等をする期限
(事実の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事実を移送することができる。この場合において、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事実を移送した旨を書面により通知しなければならない。
2 前項の規定により事実が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行なうべきでない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行なうべきでない。
(保有個人情報の提供先への通知)

て、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
第三款 利用停止

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げる各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求(以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なわれなければならない。
(利用停止請求の手続)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。
一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日
三 利用停止請求の趣旨及び理由
三 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

三 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条

行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
二 第百十三号各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第百二十一条

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報（第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。）

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)
第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

第百二十五条 第五十八号第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報（適用の特例）

第百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百二十二条第一項若しくは第百十八号第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者は、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。）の規定、第百七十六号及び第百八十条の規定（これらの規定のうち第六十六号第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第百八十一条の規定は、適用しない。

2 第五十八号第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十七条及び次条から第八章まで（第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条を除く。）の規定を適用する。

3 第五十八号第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）については、第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき」、第六十三号の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、第六十六条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八号若しくは第十九号の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七号第一項又は第二十八号」とする。

(権限又は事務の委任)
第百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百二十二条第一項若しくは第百十八号第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者は、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。）の規定、第百七十六号及び第百八十条の規定（これらの規定のうち第六十六号第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第百八十一条の規定は、適用しない。

2 第五十八号第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十七条及び次条から第八章まで（第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条を除く。）の規定を適用する。

3 第五十八号第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）については、第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき」、第六十三号の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、第六十六条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八号若しくは第十九号の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七号第一項又は第二十八号」とする。

(権限又は事務の委任)
第百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百二十二条第一項若しくは第百十八号第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者は、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。）の規定、第百七十六号及び第百八十条の規定（これらの規定のうち第六十六号第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第百八十一条の規定は、適用しない。

2 第五十八号第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十七条及び次条から第八章まで（第百七十六条、第百八十条及び第百八十一条を除く。）の規定を適用する。

3 第五十八号第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）については、第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき」、第六十三号の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、第六十六条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八号若しくは第十九号の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七号第一項又は第二十八号」とする。

(権限又は事務の委任)
第百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百二十二条第一項若しくは第百十八号第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者は、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。）の規定、第百七十六号及び第百八十条の規定（これらの規定のうち第六十六号第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第百八十一条の規定は、適用しない。

うとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等に保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

第二百三十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人情報利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人情報利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

第二百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報

取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報という。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

第二百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第二百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の第三項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

第二百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

第二百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

第二百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第二百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかななければならない。

第二百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集す

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第二百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

第二百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第二百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第二百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らした後、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

第二百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法

律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督（報告及び立入検査）

第四百四十六條 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第五百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人情報関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、匿名加工情報、匿名加工情報又は個人情報関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第四百四十七條 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第四百四十八條 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）、

を除外）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）、若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人情報関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、匿名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第四十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第一項、第二十八項から第三十項まで若しくは第三十項、第二十二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人情報関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、匿名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等

に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

（委員会の権限の行使の制限）

第四百四十九條 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（権限の委任）

第五百五十條 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第四百四十六条第一項、第四百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百一条、第一百三十三条、第一百五十五条、第一百八条及び第九十九条、第六十三條並びに第六十四條の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁

の所掌に係るもの）に限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第五百五十一條 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第五百五十二條 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第二百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第二百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第二百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八号第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九号各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わなかったとき。
- 五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第二百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等(会計検査院長を除く。以下この款において同じ。)に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第二百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第六十条 第四百九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対し個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第六十一条 第四百六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四百八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第五百十三條の規定による報告の徴収、第五百四十四條の規定による命令又は第五百五十五條第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第四百八条第二項若しくは第三項若しくは第五百四十四條の規定による命令又は第五百五十五條第一項の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第五十五条、第六十条、第八十条及び第九十条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは、「個人情報保護委員会の職員」と、同法第八十条中「裁判長」とあり、及び同法第九十九条中「裁判所」とあるのは、「個人情報保護委員会」と読み替へるものとする。

(公示送達)

第六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるとき

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるときは、いつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第六十一条の規定により書類を送達して行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

(施行の状況の公表)

第六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

地方公共団体による必要な情報の提供等の求め

第六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があるとき、必要な情報は、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求め、必要な情報

2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(条例を定めたときの届出)

第六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(国会に対する報告)

第六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

第六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相

当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができ、

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき、

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないものでないとき、

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき、

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（国際約束の誠実な履行等）

第七十三條 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

（連絡及び協力）

第七十四條 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第七十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第七十六條 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六條第二項各号に定める業務若しくは第七十三條第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十條第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七條 第四百三十三條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八條 第四百四十八條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九條 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四條第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関し取り扱つた個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十條 第七十六條に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一條 行政機関等の職員がその職務を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百六十六條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告

をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、

二 第五十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、

第八十三條 第七十六條、第七十七條及び第七十九條から第八十一條までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八條及び第七十九條 一億円以下の罰金刑

二 第八十二條 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十條第二項（第三十一條第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六條の規定に違反した者

二 第五十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五條第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本人の同意に関する経過措置）

第二條 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五條第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六條第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

第三條 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三條第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

（通知に関する経過措置）

第四條 第二十三條第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五條 第二十三條第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六條 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五條の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

第七條 都道府県及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第九十條及び第九十一條の規定の適用については、当分の間、第九十條中「行政機関の長等は」とあるのは、「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて」と、第九十一條中「ものとする」とあるのは、「ことのできる」とする。

附則（平成一五年五月三〇日法律第六一号）抄

第一條 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年七月一六日法律第一九号）抄

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれが遅い日

附則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日（処分等に関する経過措置）

附則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條第二項、第十條及び第十二條の規定 公布の日

附則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條第二項、第十條及び第十二條の規定 公布の日

（法令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條第二項、第十條及び第十二條の規定 公布の日

附則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條第二項、第十條及び第十二條の規定 公布の日

（外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置）

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに關する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四條の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があつたものとみなす。

（主務大臣があつた処分等に関する経過措置）

第四条 施行日前に第二條の規定による改正前の個人情報保護法に關する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六條又は第四十九條に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）があつた場合、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会があつた場合、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たつての配慮）

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八條に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たつては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二條第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

（検討）

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する

又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に關する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四條第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五條第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四條第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日以前においても行うことができる。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

る個人情報保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報を含む。）の取扱いに関する匿名加工情報（行政機関等保有個人情報）を加工して得られる匿名加工情報を用い、以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況が認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の確実な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づいて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附則（平成二八年五月二七日法律第五一号）抄
 施行期日
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年五月二四日法律第三六号）抄
 施行期日
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年七月二七日法律第八〇号）抄
 施行期日
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第十一章、第二百三十五号、第二百三十九号、第二百四十三号第一項（第四号（第二百三十九号第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五号及び第十六号の規定 公布の日から起算して一年

六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄
 施行期日
 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和二年六月一二日法律第四四号）抄
 施行期日
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二号中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（通知等に関する経過措置）
 第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第一項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができ、施行日以後は、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。（外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置）

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置）
 第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があったものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置）
 第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があったものとみなして、同項の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）
 第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第十條 政府は、この法律の施行後三年」とに、個人情報保護の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報保護を適用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (令和三年五月一九日法律第三十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五條、第四十七條及び第五十五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。))に限る。並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定公布の日

二 略 三 附則第七條第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 四 第十七條、第三十五條、第四十四條、第五十條及び第五十八條並びに次條、附則第三條、第五條、第六條、第七條(第三項を除く。)、第十三條、第十四條、第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十五條まで、第四十條、第四十二條、第四十四條から第四十六條まで、第四十八條、第五十條から第五十二條まで、第五十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五條の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二條の三の改正規定を除く。)、第五十五條(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百

十一号)第三十五條の改正規定(「(条例を含む。))を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六條、第五十八條、第六十四條、第六十五條、第六十八條及び第六十九條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日 五 略 六 附則第八條第二項及び第九條第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 七 第二十七條(住民基本台帳法第二十四條の二の改正規定及び同法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八條(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一條の二を同法第七十一條の三とし、同法第七十一條の次に一條を加える改正規定を除く。)、第四十九條及び第五十一條並びに附則第九條(第三項を除く。)、第十條、第十五條、第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。)、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九條、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五條(がん登録等の推進に関する法律第三十五條の改正規定(「(条例を含む。))を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七條、第六十六條及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

七 第五十條の規定の施行に伴う経過措置 (第五十條の規定の施行の日(以下この条において「第五十條施行日」という。))前に別表第二に掲げる法人、第五十條改正後個人情報保護法第五十八條第二項の規定により第五十條改正後個人情報保護法第十六條第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。))に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十條改正後個人情報保護法第十七條第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十條施行日において第五十條改正後個人情報保護法第十八條第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2 第五十條施行日前に別表第二に規定された本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十條改正後個人情報保護法第二十七條第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十條施行日において同項の同意があったものとみなす。

3 第五十條改正後個人情報保護法第二十七條第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二に規定する個人情報取扱事業者等、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができ、この場合において、当該通知及び届出は、第五十條施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4 第五十條改正後個人情報保護法第二十七條第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、第五十條施行日前に、別表第二に規定する個人情報取扱事業者等により本人に通知され、この場合において、当該通知は、第五十條施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5 第五十條施行日前に別表第二に規定された本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十條改正後個人情報保護法第二十八條第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十條施行日において同項の同意があったものとみなす。

6 第五十條改正後個人情報保護法第二十八條第二項の規定は、別表第二に規定する個人情報取扱事業者等が第五十條施行日以後に第五十條改正後個人情報保護法第二十八條第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

7 第五十條改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、別表第二に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

8 第五十條施行日前に別表第二に規定された本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十條改正後個人情報保護法第三十一條第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十條施行日において同号の同意があったものとみなす。

9 第五十條改正後個人情報保護法第三十一條第二項において読み替えて準用する第五十條改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、別表第二に規定する個人情報取扱事業者等が第五十條施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

10 第五十條施行日前に第五十條改正後個人情報保護法第二十一條に規定する行政機関等(第五十條改正後個人情報保護法第五十八條第二項の規定により第五十條改正後個人情報保護法第十六條第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。))に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十條改正後個人情報保護法第六十一條第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十條施行日において第五十條改正後個人情報保護法第六十九條第二項第一号の同意があったものとみなす。

11 第五十條施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十條改正後個人情報保護法第七十一條第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十條施行日において同項の同意があったものとみなす。

12 第五十條改正後個人情報保護法第七十一條第二項の規定は、行政機関等が第五十條施行日以後に第五十條改正後個人情報保護法第七十一條第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第五十條改正後個人情報保護法第七十一條第三項の規定は、行政機関等が第五十條施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

14 第五十條改正後個人情報保護法第七十一條第四項の規定は、行政機関等が第五十條施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報保護の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

2 第五十一条改正後個人情報保護法第六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人情報連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知することができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第

五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人情報連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。

9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人情報連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。）

11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の取扱いの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。）

13 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条施行日以後に保有個人情報を第

五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。）

（第五十一条と条例との関係）

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和四年五月二五法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五

条の規定 公布の日

(政令への委任)
第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年五月二七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園法	沖縄科学技術大学院大学学園法
沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習者及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)	外国人技能実習者及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株式会社日本貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)	株式会社日本貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農水産業協同組合貯金保険機構(昭和四十八年法律第五十三号)	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二(第二条、第五十八条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	国立研究開発法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、もって市民等の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

- (1) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等がされている者をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体(法第2条第11項に規定する行政機関等を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たり、個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、法及びこの条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

(個人情報保護管理責任者)

第6条 実施機関は、法第5章第2節に規定する個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理責任者(以下「保護管理責任者」という。)を定めなければならない。

2 保護管理責任者は、個人情報の保管等の状況を随時点検し、所属職員に対する指導及び監督を行うものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令で定める事項を記載した帳簿(以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報を記録した文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第9条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第11条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等を行う期限

(利用停止決定等の期限)

第13条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該

補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第14条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(飯塚市個人情報保護審査会)

第15条 次に掲げる事務を行うため、飯塚市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 第19条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、地方自治及び個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第16条 審査会は、前条第1項第1号による調査(以下「調査」という。)のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報

の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、調査のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第17条 審査会は、調査のため必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付)

第18条 審査会は、第16条第3項の規定による資料の提出があったときは、資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した実施機関以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査会への諮問)

第19条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又はこの条例を廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合
- (4) 前3号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りま

とめ、審査会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

2 審査会は、前項の報告に関し、意見を述べることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第22条 第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(個人情報の開示等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号。以下「旧条例」という。)第16条から第19条までの規定による請求がなされた場合における旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の開示、訂正、利用の停止及び削除並びに提供の停止又は旧条例第23条の規定によりされた審査請求については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(守秘義務等に関する経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第12条、第26条第7項、第27条第8項、第29条第2項及び第29条の2第3項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下この号において同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16条に規定する役員及び職員であった者

(3) この条例の施行前において旧条例第26条第5項に規定する飯塚市個人情報保護審査会(第8項において「旧審査会」という。)の委員であった者

(4) この条例の施行前において旧条例第27条第5項に規定する飯塚市個人情報保護審議会(第8項において「旧審議会」という。)の委員であった者

(5) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の処理の

委託を受けた者(受託した事務に従事していた者を含む。)

(6) この条例の施行前において旧実施機関から指定管理者の指定を受けた者(指定管理者が行う指定管理の業務に従事していた者を含む。)

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前項第1号に掲げる者

(2) 前項第2号に掲げる者

(3) 前項第5号に掲げる者

(4) 前項第6号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 次に掲げる者がこの条例の施行前において職務上知り得た秘密をこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第3項第3号に掲げる者

(2) 附則第3項第4号に掲げる者

7 この条例の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(旧審査会及び旧審議会の委員の任期に関する特例)

8 市長は、この条例の公布の日において現に旧審査会又は旧審議会の委員である者であって、旧条例第26条第6項又は第27条第6項の規定によりこの条例の施行前にその任期が満了するものにつき、同各項の規定にかかわらず、その任期の満了日を令和5年3月31日まで延長することができる。

(審査会の委員の委嘱に関する特例)

9 市長は、この条例の施行前においても、第15条第2項の規定により審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、市長の委嘱を受けた者は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

(飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

10 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(飯塚市職員倫理条例の一部改正)

11 飯塚市職員倫理条例(平成28年飯塚市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(飯塚市債権管理条例の一部改正)

12 飯塚市債権管理条例(平成26年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。ただし、議会を除く。」を「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第 号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。」に改める。

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の収集(第6条—第9条)
- 第3章 個人情報の管理(第10条—第12条)
- 第4章 個人情報の利用(第13条—第15条)
- 第5章 個人情報の開示請求等の権利(第16条—第22条)
- 第5章の2 特定個人情報に関する特則(第22条の2—第22条の8)
- 第6章 審査請求(第23条—第25条)
- 第7章 審査会及び審議会(第26条・第27条)
- 第8章 受託者及び事業者(第28条—第30条)
- 第9章 雑則(第31条—第38条)
- 第10章 罰則(第39条—第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の機関その他が保有する個人情報を保護することについて必要な事項を定めるとともに、本人の個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、もって市民等の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。)であり、文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他直接人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)並びにその他一定の事項を記録したものをいう。

- (2) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等がされている者をいう。
- (5) 事業者 市内に存する民間企業、公益団体、地域団体その他の実施機関(市が全額出資している法人を含む。)以外の団体及び事業を営む個人であって、個人情報の保管等をするものすべてをいう。

(H20—5、H28—1、H28—42、R1—19—改)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たり、個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集

(必要最小限及び適正収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌する事務を執行する上で必要最小限の範囲内で、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

(本人直接収集の原則)

第7条 実施機関は、個人情報収集するときは、収集の目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされたものから当該個人情報を収集するとき。

(4) 人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護等のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 他の実施機関から第14条第2項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(6) 国、他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第6号に規定する場合において、個人情報を収集したときは、第27条に規定する審議会にその事実を報告しなければならない。

4 実施機関は、第2項第4号、第6号又は第7号に規定する場合において、個人情報を収集したときは、速やかに収集目的を明示した書面によりその事実を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いた上で、これを不必要と認めたときは、この限りでない。

5 本人又はその代理人による法令又は条例等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(収集禁止事項)

第8条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

(1) 思想、信条、支持する政党及び信仰する宗教に関する事項

(2) 人種、民族、門地、出生、病歴その他社会的差別の原因となる事実に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 当該個人の生命、身体又は財産の保護等に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、あらかじめ実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき。

(業務の登録)

第9条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 個人情報の記録の対象者

(4) 個人情報の記録の内容

(5) 個人情報の記録の保護管理責任者

(6) 個人情報の収集の方法

(7) 個人情報の電子計算システムへの記録の有無

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、速やかに当該登録を修正し、又は抹消しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、業務を開始し、又は変更等した日以後において、第1項の規定による登録又は前項の規定による登録の修正等を行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は登録の修正等を行しなければならない。

4 実施機関は、前3項に規定する業務の登録、変更又は廃止をしたときは、速やかに第27条に規定する審議会に報告するとともに、市民等の閲覧に供しなければならない。

第3章 個人情報の管理

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報等の保管等をするときは、個人情報の正確性及び安全性を確保するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じることにより、適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものにすること。
- (2) 個人情報の改ざん、紛失、滅失、損傷その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいの防止を図ること。

2 実施機関は、個人情報の記録の保管が必要でなくなったときは、確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的価値が生じると認められるものについては、この限りでない。

(個人情報保護管理責任者)

第11条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報保護管理責任者(以下「保護管理責任者」という。)を置かなければならない。

2 保護管理責任者は、個人情報の保管等の状況を随時点検し、所属職員に対する指導及び監督を行うものとする。

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員並びに公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16条に規定する役員及び職員をいう。以下同じ。)は、職務上知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(H23—25—改)

第4章 個人情報の利用

(適正利用)

第13条 実施機関は、収集した個人情報を業務の目的に即して、適正に利用しなければならない。

(目的外利用又は外部提供の原則禁止)

第14条 実施機関は、第9条の規定により登録された業務に係る個人情報について、当該業務の目的の範囲を超える利用(他の実施機関に提供する場合を含む。以下「目的外利用」という。)又は当該業務の目的の範囲を超える市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例に定めがあるとき。

(3) 人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護等のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(4) 会計又は業務監査のため必要であると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により外部提供をするときは、当該外部提供先に規則で定める事項を通知しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

5 実施機関は、第2項第3号又は第4号に規定する場合において、目的外利用又は外部提供をしたときは、第27条に規定する審議会にその事実を報告しなければならない。

6 実施機関は、第2項第3号、第4号又は第5号に規定する場合において、目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いた上で、これを不必要と認めたときは、この限りでない。

(R1—19—改)

(電子計算システムの結合の原則禁止)

第15条 実施機関は、市の機関以外のものとの間において、通信回線による電子計算システムの結合をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるときは、電子計算システムの結合を行うことができる。

(1) 法令又は条例に特別の定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認

めたとき。

第5章 個人情報の開示請求等の権利

(開示の請求をする権利)

第16条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保管等をしている本人の個人情報の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

2 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、開示の請求をすることができる。

(1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報の開示を請求するとき。

(2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報について開示を請求するとき。

(3) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子又は父母が、慰謝料請求権や遺贈等当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報について開示を請求するとき。

(4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報について開示を請求するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いて、特に必要と認めたとき。

3 次に掲げる者は、開示の請求を本人に代わってすることができる。ただし、本人が当該開示の請求に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(1) 親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人(以下「親権者等」という。)

(2) 保佐人、補助人又は任意後見人(当該開示の請求が、家庭裁判所の審判又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものに限る。以下「保佐人等」という。)

4 実施機関は、開示の請求があったときは、第22条の決定後の手続等の規定に基づき開示を請求した者に対し、当該開示の請求に係る個人情報を開示しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人情報

については開示しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により、開示することができないとされているもの
- (2) 開示の請求の対象となった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると明らかに認められるもの
- (3) 個人の評価、判定、診断、指導、相談、推薦、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当であると明らかに認められるもの
- (4) 市の機関と国、他の地方公共団体その他公共団体の機関(以下「国等」という。)との間における指示、依頼、協議等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく損なうおそれがあると明らかに認められるもの
- (5) 市、国又は他の地方公共団体の機関が行う取締り、調査、争訟、交渉、照会その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な執行に著しい支障が生じると明らかに認められるもの
- (6) 個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあると明らかに認められるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ実施機関が第27条に規定する審議会の意見を聴いて、開示しないことについて公益上の必要があると認めたもの

6 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、当該部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、個人情報の開示をしなければならない。

7 実施機関は、第5項各号のいずれかに該当する個人情報につき、一定期間の経過により開示を拒む理由が消滅したときは、これを開示しなければならない。

(訂正の請求をする権利)

第17条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保管等をしている本人の個人情報の記録について、事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の訂正の請求について準用する。

(削除の請求をする権利)

第18条 何人も、実施機関に対し、実施機関がこの条例の趣旨に反して本人の個人情報等の保管等をしていると認めるときは、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

2 第16条第3項の規定は、前項の削除の請求について準用する。

(中止の請求をする権利)

第19条 何人も、実施機関に対し、実施機関が本人の個人情報の記録について、この条例の趣旨に反して個人情報の目的外利用又は外部提供をしているとき、又はしようとするときは、その中止の請求をすることができる。

2 第16条第3項の規定は、前項の中止の請求について準用する。

(請求の手続)

第20条 第16条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による削除の請求又は前条の規定による中止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対し、本人又はその親権者等若しくは保佐人等であること(保佐人等にあつては、当該請求がされている代理権の範囲内であることを含む。)を明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 請求に係る個人情報の記録の内容

(3) 訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求の場合は、その内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、第17条及び第18条の規定による請求をする者に対し、当該請求を求める内容が事実と合致することを証する書類の提出又は提示を求めることができる。

(請求に対する決定及び通知)

第21条 実施機関は、前条の規定による請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る可否の決定をしなければならない。ただし、当該請求に係る情報が著しく大量であるため、又は大規模な災害等の発生のため事務の執行に著しい支障が生じるおそれがある等やむを得ない理由があるときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度としてその

期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書の場合において、実施機関は、請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を書面により速やかに通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたとき、又は請求者に係る個人情報が存在しないことが明らかになったときは、請求者に対し、当該決定の内容(個人情報の開示を行う場合は、その日時及び場所を含む。)又は不存在の旨を書面により速やかに通知しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をしない旨の決定の通知をする場合は、その具体的な理由とこの決定に対し審査請求ができる旨を明示しなければならない。この場合において、当該決定の理由が一時的なもので、当該個人情報又は開示しない部分について開示できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び開示できる時期を付記しなければならない。

(H28—1—改)

(決定後の手続等)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該個人情報の開示をしなければならない。

- 2 個人情報の開示は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム、ディスク及びテープについては視聴に供することにより、その他の電磁的記録については規則で定める方法により、速やかにこれを行うものとする。ただし、個人情報を開示することにより、当該個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当な理由があるときは、当該個人情報の写しにより開示を行うことができる。
- 3 実施機関は、個人情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正、削除又は目的外利用又は外部提供の中止の措置を講じるとともに、請求者及び当該個人情報の目的外利用又は外部提供を受けているものに対し、その旨を通知しなければならない。

(H28—1—改)

第5章の2 特定個人情報に関する特則

(H27—34追加)

(用語の定義)

第22条の2 この章及び第34条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。

(1) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第6項に規定する本人

(2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報
(H27—34追加、R3—22一改)

(目的外利用の制限)

第22条の3 実施機関は、第14条第2項の規定にかかわらず、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、目的外利用することができる。

2 実施機関は、第14条第2項の規定にかかわらず、情報提供等記録の目的外利用をしてはならない。

(H27—34追加)

(外部提供の制限)

第22条の4 実施機関は、第14条第2項の規定にかかわらず、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。

(H27—34追加)

(任意代理人による開示の請求)

第22条の5 特定個人情報にあつては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も開示の請求をすることができる。

(H27—34追加)

(任意代理人による訂正の請求)

第22条の6 特定個人情報にあつては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も訂正の請求をすることができる。

(H27—34追加)

(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)

第22条の7 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第22条第3項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(H27—34追加、R3—22一改)

(削除の請求の事由等)

第22条の8 特定個人情報にあつては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、何人も、削除又は利用若しくは外部提供の中止の請求をすることができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の削除又は利用の中止

ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ウ 第22条の3の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第22条の4の規定に違反して外部提供されているとき 当該特定個人情報の外部提供の中止

2 特定個人情報にあつては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も利用の中止の請求をすることができる。

3 何人も、情報提供等記録の利用の中止の請求をすることができない。

(H27—34追加、H28—1、R3—22一改)

第6章 審査請求

(H28—1章名全改)

(審査請求)

第23条 請求者は、第21条第1項の決定について不服があるときは、実施機関に対し

て審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求は、当該決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 請求者は、第21条第1項に規定する決定期限又は延長後の決定期限までに可否いずれかの決定がなかったときは、審査請求をすることができる。
- 4 第1項及び前項に規定する審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(H28—1—改)

(審査会への諮問)

第24条 実施機関は、前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、速やかに市長に対し、第26条に規定する審査会に諮問するよう求めなければならない。

- 2 市長は、審査請求があった日の翌日から又は実施機関から前項に規定する審査会への諮問の求めがあった日の翌日から起算して14日以内に当該審査請求について第26条に規定する審査会に諮問するとともに、その旨を遅滞なく、実施機関及び当該審査請求人に通知しなければならない。

(H28—1—改)

(審査請求に対する裁決)

第25条 市長は、次条に規定する審査会の答申を受けたときは、遅滞なく、答申書の写しを実施機関及び当該審査請求人に送付しなければならない。

- 2 実施機関は、次条に規定する審査会の答申を尊重し、当該答申を受けた日の翌日から起算して7日以内に当該審査請求についての裁決をしなければならない。
- 3 実施機関は、前項の裁決をしたときは、当該審査請求人及び市長に対し、遅滞なく、理由を明示した書面により、当該裁決を通知しなければならない。この場合において、市長は、当該裁決に係る書面の写しを次条に規定する審査会に送付しなければならない。
- 4 実施機関は、第23条第3項の審査請求があったときは、直ちに請求に対する可否の裁決を行い、当該審査請求人に書面により通知しなければならない。

(H28—1—改)

第7章 審査会及び審議会

(飯塚市個人情報保護審査会)

第26条 第24条第2項の規定により諮問された事案について調査審議するため、飯塚市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、市長により諮問を受けたときは、これを調査審議し、諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、その調査審議結果を書面により答申しなければならない。
- 3 審査会は、第1項に規定する調査審議を行うため必要があるときは、審査請求人、実施機関に属する職員その他関係者(以下「審査請求人等」という。)に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査請求人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該審査請求が明らかに正当と認められる場合等で審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 審査会は、地方自治及び個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。
- 6 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(H28—1—改)

(飯塚市個人情報保護審議会)

第27条 この条例の適正な運営を図るため、飯塚市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) この条例によりその権限に属することとされた事項
 - (2) 苦情の申出に係る事案について検討し、意見を述べること。
 - (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応

じて調査し、審議するとともに個人情報保護に関して建議すること。

- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うため必要があるときは、苦情申出人、実施機関に属する職員その他関係者(以下「苦情申出人等」という。)に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。
- 4 審議会は、苦情申出人等から申出があったときは、苦情申出人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該苦情の申出が明らかに正当と認められる場合等で審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 審議会は、市民並びに地方自治及び個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する9人以内の委員をもって組織する。
- 6 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会の委員は、審査会の委員を兼ねることができない。
- 8 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 受託者及び事業者

(受託者に対する措置)

第28条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、当該委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託したときは、審議会に報告しなければならない。

(受託者の責務)

第29条 受託者は、当該業務の処理に当たって、個人情報の適正な維持管理を行い、漏えいの防止その他個人情報の保護に関して実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 受託者又は受託者であった者(受託した事務に従事している者又は従事していた者を含む。)は、当該処理業務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な

目的に使用してはならない。

(指定管理者の個人情報保護)

第29条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、指定管理施設の管理業務を行うに当たり取り扱う個人情報の適正な維持管理を行い、漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の個人情報について適正な維持管理が確保されるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

3 指定管理者又は指定管理者であった者(指定管理者が行う指定管理の業務に従事している者又は従事していた者を含む。)は、当該業務に関して知り得た個人の秘密を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(H20—5追加、H21—5一改)

(事業者に対する措置)

第30条 市長は、事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、意識啓発並びに指導及び助言を行うものとする。

2 市長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為を行っている、又は行おうとしていると認めるときは、審議会に意見を聴いて、是正若しくは中止を指導し、又は勧告する等必要な措置を講じることができる。

3 市長は、前項の勧告に従わないときは、その事実並びに当該事業者の住所及び氏名等を公表することができる。

4 市長は、前項の公表を行うときは、当該公表に係る事業者に対して弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

第9章 雑則

(個人情報の検索資料の作成)

第31条 実施機関は、個人情報の検索に必要な個人情報業務登録簿その他の資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第32条 市長は、毎年、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、審議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(費用負担)

第33条 個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。ただし、個人情報の写しを交付する場合は、写しの作成及び送付に要する実費を徴収する。

(他の法令等との調整)

第34条 法令又は条例等に、個人情報(特定個人情報を除く。)の閲覧、縦覧、視聴、写し若しくは謄抄本の交付又は訂正、削除若しくは目的外利用若しくは外部提供の中止に関する規定がある場合は、その定めるところによるものとする。

(H27—34—改)

(適用除外)

第35条 統計法(平成19年法律第53号)第52条第1項に掲げる個人情報及び同法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、この条例の規定は適用しない。

2 図書館等の市の施設において、市民等の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、この条例は適用しない。

3 実施機関が、人事、給与、服務その他の実施機関の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、この条例は適用しない。

(H21—4—改)

(出資法人の義務)

第36条 市が全額出資する法人が、この条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた措置を講じるものとする。

(R1—19—改)

(国等への要請)

第37条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第10章 罰則

(H23—25追加)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託者において受託した事務に

従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う指定管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(H23—25追加)

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(H23—25追加)

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(H23—25追加、H28—1—改)

第42条 第26条第7項及び第27条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(H23—25追加)

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(H23—25追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の保管等をしている業務の登録については、第9条第1項中「個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは「現に行っている個人情報の保管等に係る業務については、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定により行った個人情報の収集等とみなす。

4 この条例の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市個人情報保護条例(平成13年飯塚市条例第36号)、穂波町個人情報保護条例(平成16年穂波町条例第19号)、筑穂町個人情報保護条例(平成17年筑穂町条例第4号)、庄内町個人情報保護条例(平成16年庄内町条例第19号)又は颯田町個人情報保護条例(平成17年颯田町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日 条例第5号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(飯塚市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行前にこの条例による改正前の飯塚市個人情報保護条例(以下「改正前の個人情報保護条例」という。)の規定により病院事業管理者がした処分、手続きその他の行為で施行日以後この条例による改正後の飯塚市個人情報保護条例(以下「改正後の個人情報保護条例」という。)の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により市長がした処分、手続きその他の行為とみなす。

5 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後改正後の個人情報保護条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正後の個人情報保護条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則(平成21年3月31日 条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 条例第5号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月27日 条例第25号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成27年9月29日 条例第34号)

この条例は、番号法の施行の日(平成27年10月5日)から施行する。

附 則(平成28年3月28日 条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月27日 条例第42号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月4日 条例第19号)
(施行期日)

1 この条例は、飯塚市土地開発公社の解散に係る福岡県知事の認可の日から施行する。

(福岡県知事の認可により令和元年11月15日施行)
(経過措置)

2 この条例の施行日前に第1条及び第2条の規定による改正前の各条例の規定により飯塚市土地開発公社がした処分、手続その他の行為で、この条例の施行日以後第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、市長がしたものとみなす。

3 この条例の施行日前に第1条及び第2条の規定による改正前の各条例の規定により飯塚市土地開発公社に対してなされた請求その他の行為で、この条例の施行日以後第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正後の各条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則(令和3年9月30日 条例第22号)
この条例は、公布の日から施行する。